

医療過誤裁判事例から考える薬剤師の役割－1

薬局薬剤師による処方変更のリスク管理

○大橋 綾子¹, 井上 茜², 鈴木 博子³, 秋本 義雄⁴(¹健栄 コスモス薬局, ²江東病院薬, ³メディカルインキュベーションシステム, ⁴東邦大薬)

【はじめに】症状が安定している患者に対し、何らかの理由により急激な減薬・増薬や薬剤変更、投薬中止があった場合、それに伴う副作用発現や病状悪化などのリスク発現が懸念される。このような処方せん変更の際に、薬局薬剤師が行うべき医療安全業務について医療過誤裁判を基に考察する。

【事件の概要】狭心症の発作のため通院治療し、アイトロールとアダラートを服用していた患者に対し、担当医（前医）が不在だったため対応した医師（後医）が、心疾患の可能性は低いと判断してアダラートを中止し、アイトロールを減薬した。二日後、患者は自宅で急性心不全を発症し死亡した。

【裁判所の判断と指摘】処方変更以前の当該患者の症状は安定しており、服用していたアダラートの「投与を急に中止したとき、症状が悪化した症例が報告されており、休薬を要する場合は徐々に減量し、観察を十分に行うべき」であった。後医には「前任医の診察内容等の確認を怠った過失がある」とし、病院に対して約5100万円の損害賠償を命じた。

【得られた教訓】急激な薬剤投与量の増減、中止などに際しては、治療の経過、病状の推移および現在の状態を十分に把握して判断すべきである。

【薬剤師への当てはめ】長期療養で症状が安定している患者に対する薬剤の変更（ジェネリックへの変更を含む）に際し、薬剤師は患者との対話を通じて病状、食習慣（健康食品の摂取など）、生活リズムなどの変化の情報を得ることが重要である。得られた情報のうち治療方針に関わる内容があれば処方医に情報提供する必要があり、そのためには信頼関係の構築が必須である。また、患者に対してもお薬手帳などを活用し、体調変化等を処方医に伝えるよう指導する必要がある。